

四季が丘団地助成金とは

四季が丘団地の分譲地を購入し、住宅を建設または建設された住宅を購入した者に対し助成金を交付

【対象者】

- ・分譲地の所有権を取得してから1年以内に住宅工事に着工し、1年以内に完成させることができる者
- ・販売を目的として業者が建設した住宅を購入した者

【助成額】

- ・住宅等取得資金利子助成金：借入金(上限 3,000 万円)に対する利息(上限 2%)を3年間(36 か月) 補給
(注)「井原市移住者住宅新築等補助金」との併給はできません。
- ・固定資産税相当額助成金：固定資産税相当額を3年間助成(土地、建物)
- ・上水道加入負担金助成金：上水道加入負担金相当額(88,000 円)を助成
- ・CATV加入等助成金：CATV新設工事等の基本料金(1台分)を助成
- ・新I初きーシステム導入助成金：太陽光発電 1kw 当たり 10 万円を助成。
上限 50 万円(新築時のみ対象)
- ・引越費用助成金：引越費用として、1区画につき 5 万円を助成
- ・分譲地購入助成金(※スマイルプラス制度による加算) → **フラット 35 利用時に必要**
 - 若者世帯：1世帯につき 10 万円(夫婦とも 40 歳未満)
 - 子育て世帯：対象の子ども 1 人につき 10 万円(小学校終了前の子)
 - 移住世帯：1世帯につき 10 万円(市外から移住)

※スマイルプラス制度とは

平成 30 年度から開始された、若者世帯・子育て世帯・移住世帯を応援する加算制度。